



一、相关新法令、新政策

● **股权出资登记管理办法**

【发布单位】国家工商行政管理总局  
 【发布文号】国家工商行政管理总局令 第 39 号  
 【发布日期】2009-01-14  
 【实施日期】2009-03-01  
 【提 示】根据该办法：

适用范围	投资人以其持有的在中国境内设立的有限责任公司或者股份有限公司（即，“股权公司”）的股权作为出资，投资于境内其他有限责任公司或者股份有限公司（即，“被投资公司”）的登记管理，适用该办法。
出资股权的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 用作出资的股权，应当权属清晰、权能完整、依法可以转让。</li> <li>• 具有以下情形的股权不得用作出资：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 股权公司的注册资本尚未缴足；</li> <li>➢ 已被设立质权；</li> <li>➢ 已被依法冻结；</li> <li>➢ 股权公司章程约定不得转让；</li> <li>➢ 法律、行政法规或者国务院决定规定，股权公司股东转让股权应当报经批准而未批准；</li> <li>➢ 法律、行政法规或者国务院决定规定不得转让的其他情形。</li> </ul> </li> </ul>
非货币出资的限额	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体股东以股权作价出资金额和其他非货币财产作价出资金额之和不得高于被投资公司注册资本的百分之七十。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/flfg/2009-02/02/content\\_1219345.htm](http://www.gov.cn/flfg/2009-02/02/content_1219345.htm)

● **中华人民共和国海关计核违反海关监管规定案件货物、物品价值办法**

【发布单位】海关总署  
 【发布文号】海关总署令 第 182 号  
 【发布日期】2009-01-22  
 【实施日期】2009-06-01  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/flfg/2009-02/04/content\\_1221490.htm](http://www.gov.cn/flfg/2009-02/04/content_1221490.htm)

一、関連する新法令、新政策

● **持分出资登记管理办法**

【発布機関】国家工商行政管理総局  
 【発布番号】国家工商行政管理総局令 第 39 号  
 【発布日】2009-01-14  
 【施行日】2009-03-01  
 【コメント】本弁法によると次の通りである。

適用範囲	出資者が自己の保有する中国国内に設立した有限責任会社又は株式会社（即ち、「持分会社」）の持分をもって、国内のその他の有限責任会社又は株式会社（即ち、「被出資会社」）に出資する場合の登記管理にあたっては、本弁法を適用する。
持分による出資の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出資に充てる持分は、権利帰属が明白であり、権能が整い、法に照らして譲渡できるものでなければならない。</li> <li>• 以下の状況の見られる持分は出資に充ててはならない。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 持分会社の登録資本金が全額払い込まれていない。</li> <li>➢ 質権が設定されている。</li> <li>➢ 法に照らして凍結されている。</li> <li>➢ 持分会社の定款にて譲渡してはならないと定められている。</li> <li>➢ 法律、行政法規又は国务院の決定にて、持分会社の出資者が持分を譲渡する場合には許可を受けなければならないと定められているが、その許可を受けていない。</li> <li>➢ 法律、行政法規又は国务院の決定にて、譲渡してはならないと定められているその他の状況。</li> </ul> </li> </ul>
非貨幣による出資の限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出資者全員が持分をもって価格設定した出資金額とその他の非貨幣資産をもって価格設定した出資金額との合計は、被出資会社の登録資本金の 70% を超えてはならない。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/flfg/2009-02/02/content\\_1219345.htm](http://www.gov.cn/flfg/2009-02/02/content_1219345.htm)

● **中華人民共和國税関による税関監督管理規定に違反した案件貨物、物品の価値計算照合弁法**

【発布機関】税関総署  
 【発布番号】税関総署令 第 182 号  
 【発布日】2009-01-22  
 【施行日】2009-06-01  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/flfg/2009-02/04/content\\_1221490.htm](http://www.gov.cn/flfg/2009-02/04/content_1221490.htm)

● 关于进一步下放对外贸易经营者备案登记工作有关问题的通知

【发布单位】商务部  
 【发布文号】商贸函〔2009〕5号  
 【发布日期】2009-01-23  
 【提示】该通知重申了对外贸易经营者备案登记工作下放的有关程序。商务部争取在2009年内将其委托的备案登记机关覆盖到所有符合条件的地市级商务主管部门。  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/h/redht/200902/20090206024413.html>

● 对外贸易事業者届出登記作業を更に委譲することについての通知

【発布機関】商務部  
 【発布番号】商貿函〔2009〕5号  
 【発布日】2009-01-23  
 【コメント】本通知は、対外貿易事業者届出登記作業を委譲する関係手順について再度言及した。商務部はなるべく2009年末までに、同部が委託する届出登記機関が条件に適合するすべての地市级商務主管部門を包括するようにする。  
 【法令全文】下記のURLをクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/h/redht/200902/20090206024413.html>

● 禁止进口限制进口技术管理办法

【发布单位】商务部  
 【发布文号】商务部令2009年第1号  
 【发布日期】2009-02-01  
 【实施日期】2009-03-03  
 【提示】商务部对《禁止进口限制进口技术管理办法》（原对外贸易经济合作部、国家经济贸易委员会2001年第18号令）进行了修订，主要修订内容是将限制进口技术的审批权下放到各省、自治区、直辖市商务主管部门。原《禁止进口限制进口技术管理办法》同时废止。  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200902/20090206024547.html>

● 輸入禁止輸入制限技術管理弁法

【発布機関】商務部  
 【発布番号】商務部令2009年第1号  
 【発布日】2009-02-01  
 【施行日】2009-03-03  
 【コメント】商務部は「輸入禁止輸入制限技術管理弁法」（旧対外貿易經濟合作部、國家經濟貿易委員會2001年第18号令）を改正したが、主な改正内容は、輸入制限技術の審査許可権を各省、自治区、直轄市商務主管部門に委譲するというものである。もとの「輸入禁止輸入制限技術管理弁法」はこれと同時に廃止される。  
 【法令全文】下記のURLをクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200902/20090206024547.html>

● 技术进出口合同登记管理办法

【发布单位】商务部  
 【发布文号】商务部令2009年第3号  
 【发布日期】2009-02-01  
 【实施日期】2009-03-03  
 【提示】商务部对《技术进出口合同登记管理办法》进行了修订。原《技术进出口合同登记管理办法》（原对外贸易经济合作部2001年第17号令）自2009年03月03日起废止。修订内容主要包括技术进出口合同的登记部门及受理范围、登记时间等，具体如下：

登記部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>商务部：</b> 《政府核准的投资项目目录》和政府投资项目中，由国务院或国务院投资主管部门核准或审批的项目项下的技术进口合同。</li> <li>● <b>各省、自治区、直辖市和计划单列市商务部门：</b> 商务部受理范围之外的技术进出口合同。</li> </ul>
------	---

● 技術輸出入契約登記管理弁法

【発布機関】商務部  
 【発布番号】商務部令2009年第3号  
 【発布日】2009-02-01  
 【施行日】2009-03-03  
 【コメント】商務部は「技術輸出入契約登記管理弁法」を改正した。もとの「技術輸出入契約登記管理弁法」（旧対外貿易經濟合作部2001年第17号令）は2009年3月3日から廃止される。改正内容は主に技術輸出入契約の登記部門及び受理範囲、登記時間等であり、具体的には次の通りである。

登記部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>商务部：</b> 「政府が認可する投資プロジェクトリスト」及び政府投資プロジェクトの中で、国务院又は国务院投資主管部門が認可し又は審査許可するプロジェクトにおける技術輸入契約。</li> <li>● <b>各省、自治区、直辖市及び計画单列市商务部門：</b> 商務部が受理する範囲外の技術輸出入</li> </ul>
------	--

	备注：各省、自治区、直辖市和计划单列市商务主管部门可授权下一级商务主管部门对自由进出口技术合同进行登记管理。
登记时间	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技术进出口经营者应在合同生效后60天内办理合同登记手续，但支付方式为提成的合同除外。</li> <li>• 支付方式为提成的合同，技术进出口经营者应在首次提成基准金额形成后60天内，履行合同登记手续，并在以后每次提成基准金额形成后，办理合同变更手续。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/flfg/2009-02/04/content\\_1221640.htm](http://www.gov.cn/flfg/2009-02/04/content_1221640.htm)

● [关于提高纺织品服装出口退税率的通知](#)

【发布单位】财政部、国家税务总局  
【发布文号】财税〔2009〕14号  
【发布日期】2009-02-05  
【提示】根据该通知，从2009年02月01日起，将部分纺织品、服装出口退税率提高到15%。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwgk/2009-02/05/content\\_1222600.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2009-02/05/content_1222600.htm)

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
  - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [海关总署解读如何正确申报进出境快件](#)

《中华人民共和国海关对进出境快件监管办法》(海关总署；自2006年05月01日起施行)将“进出境快件”定义为，进出境快件运营人以向客户承诺的快速商业运作方式承揽、承运的进出境货物、物品。日前，海关总署对进出境快件的分类和各类型进出境快件的申报问题进行了解读。查阅相关解读的全文，请点击以下网址：  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info156220.htm>。

	<p>契約。  <b>備考：</b>各省、自治区、直辖市及び計画単列市商務主管部門は、自由輸出入技術契約の登記管理を一級下の商務主管部門に委譲することができる。</p>
登記時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術輸出入事業者は契約が発効してから60日以内に契約登記手続を行わなければならないが、支払い方式が歩合制の契約はこの限りでない。</li> <li>• 支払い方式が歩合制の契約は、技術輸出入事業者は初回の歩合基準額を形成してから60日以内に、契約登記手続を履行し、以降歩合基準額を形成するごとに、契約変更手続を行わなければならない。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/flfg/2009-02/04/content\\_1221640.htm](http://www.gov.cn/flfg/2009-02/04/content_1221640.htm)

● [紡績品アパレル輸出払戻し税率を上げることについての通知](#)

【発布機関】財政部、国家税務総局  
【発布番号】财税〔2009〕14号  
【発布日】2009-02-05  
【コメント】本通知によると、2009年2月1日から、一部の紡績品、アパレルの輸出払戻し税率が15%に上げられる。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwgk/2009-02/05/content\\_1222600.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2009-02/05/content_1222600.htm)

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
  - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● [税関総署が国境を出入りする速達便を如何に正確に申告するかについて解説する](#)

「中華人民共和国税関による国境を出入りする速達便監督管理弁法」(税関総署、2006年5月1日から施行)は、「国境を出入りする速達便」の定義を、国境を出入りする速達便の運営者が顧客に対し承諾した送達商業運営方式により請負い、運送を引き受ける国境を出入りする貨物、物品であるとしている。先頃、税関総署は国境を出入りする速達便の分類と各種形態で国境を出入りする速達便の申告について解説を行った。かかる解説の全文をご覧になる場合は、下記の

(摘自 2009 年 01 月 15 日海关总署网站)

● **国务院批准 20 个服务外包示范城市**

国务院办公厅日前下发《关于促进服务外包产业发展问题的复函》，批复了商务部会同有关部委共同制定的促进服务外包发展的政策措施，批准北京等 20 个城市为中国服务外包示范城市，并在 20 个试点城市实行一系列鼓励和支持措施，加快我国服务外包产业发展。

20 个试点城市分别是北京、天津、上海、重庆、大连、深圳、广州、武汉、哈尔滨、成都、南京、西安、济南、杭州、合肥、南昌、长沙、大庆、苏州、无锡。

在 20 个试点城市实行的鼓励和支持措施包括：

税收优惠	自 2009 年 01 月 01 日起至 2013 年 12 月 31 日止： <ul style="list-style-type: none"> <li>• 符合条件的技术先进型服务企业减按 15% 缴纳企业所得税率；</li> <li>• 技术先进型服务外包企业的离岸服务外包收入免缴营业税。</li> </ul>
特殊劳动工时	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 符合条件且劳动用工管理规范的技术先进型服务外包企业，可以实行特殊工时工作制。</li> </ul>
财政资金支持	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 符合条件的技术先进型服务外包企业和培训结构，在与相关人员签订劳动合同后，可获得培训支持；</li> <li>• 对服务外包企业创建品牌、知识产权保护、参加境内外各类相关展览、国际推介会、取得国际资质认证等给予必要的资金支持。</li> </ul>
其他	包括对中西部项目的金融支持、政府采购、开发新的信贷产品和保险险种等。

(摘自 2009 年 02 月 03 日中国政府网)

URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info156220.htm>。

(2009 年 1 月 15 日付の税関総署ウェブサイトより抜粋)

● **国务院が 20 のサービスアウトソーシングモデル都市を批准した**

国务院弁公庁は先頃「サービスアウトソーシング産業の発展を促がすことについての返答書」を公布し、商務部が関係官公庁と共同で制定したサービスアウトソーシング発展を促がす政策措置に対して返答し、北京等の 20 の都市を中国サービスアウトソーシングモデル都市とし、同時に、20 の試行都市において一連の奨励と支援措置を実施し、中国のサービスアウトソーシングの発展を加速することを認めた。

20 の試行都市とは、それぞれ北京、天津、上海、重慶、大連、深圳、広州、武漢、哈爾濱、成都、南京、西安、済南、杭州、合肥、南昌、長沙、大慶、蘇州、無錫である。

20 の試行都市で実施する奨励及び支援措置には次のものが含まれる。

租税特恵	2009 年 1 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日まで。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 条件に適合する技術先端型サービス企業は企業所得税率を 15% に減額できる。</li> <li>• 技術先端型サービスアウトソーシング企業のオフショアサービスアウトソーシング収入については営業税を免除する。</li> </ul>
特殊な就業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 条件に適合し、労働雇用管理が規範化されている技術先端型サービスアウトソーシング企業は、特殊な就業時間制度を実施できる。</li> </ul>
財政資金支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 条件に適合する技術先端型サービスアウトソーシング企業と研修機関は、かかる人員と労働契約を締結した後、研修支援を獲得できる。</li> <li>• サービスアウトソーシング企業がブランドを築き、知的財産権を保護し、国内外の各種展覽・国際紹介推薦会に参加し、国際資格認証を取得する等にあたり必要な資金支援を与える。</li> </ul>
その他	中西部プロジェクトへの金融支援、政府調達、新しい融資商品及び保険商品の開発等を含む。

(2009 年 2 月 3 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋)

● 立案调解近期将有规可依

日前，第二次全国立案审判工作会议研讨了《人民法院立案调解工作若干问题的规定（讨论稿）》。据最高人民法院立案庭庭长刘学文透露，该规定将进一步扩大研讨范围，最快将于2009年02月20日前形成书面定稿，并最早于第一季度成文下发。

据了解，“立案调解”是指法院在民事案件依法起诉后至开庭审理前，应一方当事人请求或征得双方当事人同意，组织当事人在平等自愿的基础上解决纠纷的诉讼活动。

（摘自2009年02月04日中国人大网）

● 上海工商部门出台措施降低企业经营成本

日前召开的上海工商行政管理工作会议传出消息，上海工商部门将出台一系列措施降低企业经营成本。其中包括：

1. 进一步放宽市场准入条件；
2. 从2009年起，推出网上企业登记注册服务系统。工商部门将按照“外网申报、内网预审、现场提交、一次办结”等四个环节，简化企业申请流程，提高办事效率；
3. 新申请设立的企业可享受在工商部门网站免费刊登登记公告的服务；
4. 对部分受经济危机冲击较大、以至于登记场地或资金链出现问题的外商投资企业，工商部门将在法律规定限度内，放宽对外商投资企业登记场地的审核要求；
5. 对守法经营的外商投资企业因国际金融危机等原因无法按时出资的，可适度延长其首期资本的出资期限。

（摘自2009年02月05日中国上海网站）

● 汽车、钢铁、纺织和装备制造业调整振兴规划原则通过

国务院总理温家宝日前主持召开国务院常务会议，审议并原则通过汽车产业、钢铁产业、纺织工业和装备制造业调整振兴规划。查阅相关信息，请点击以下网址：  
国务院常务会议原则通过汽车和钢铁产业调整振兴规划

● 立件調停について近い将来、根拠となる規則が公布されるようである

先頃、第二回全国立件審判作業會議にて「人民法院立件調停作業における若干事項についての規定（討論案）」に関する討議が行われた。劉学文最高人民法院立件庭首席裁判官が明かしたところによれば、本規定は、討議範囲を一層拡大し、早ければ2009年2月20日までに書面による最終案が完成し、第1四半期中に公布されるようである。

情報筋によると、「立件調停」とは法院での民事案件の提訴後から開廷審理が行われるまでの間に、一方の当事者の申立に応じ又は双方当事者の同意を得て、当事者の平等かつ自由意志のもとに紛争を解決する訴訟活動をいう。

（2009年2月4日付の中国人大網ウェブサイトより抜粋）

● 上海工商部門が企業經營コストを引き下げる措置を公布する

先頃開催された上海工商行政管理工作會議にて伝えられた情報によると、上海工商部門は企業經營コストを引き下げるための一連の措置を講じる予定であるが、具体的には次の通りである。

1. 市場参入条件を一段と緩和する。
2. 2009年から、オンラインによる企業登記登録サービスシステムを始動させる。工商部門は「外部サイトからの申告、内部サイトでの仮審査、現場での提出、1回限りでの手続完了」という4つの段階に分けて、企業の申請の流れを簡易化し、事務効率を引上げる。
3. 設立を新規に申請する企業は、工商部門のウェブサイトでの公告無償掲載登記サービスを受けられる。
4. 経済危機の影響を大きく受け、登記場所又は資金チェーンにおいて問題が生じた外商投資企業の一部に対しては、工商部門は法律に定められた枠内で、外商投資企業の登記場所の審査認可上の要求を緩和する。
5. 順法経営を行う外商投資企業が世界的な金融危機等のために期日通りに出資できない場合は、資本金の初回出資期限を適度に延長することができる。

（2009年2月5日付の中国上海ウェブサイトより抜粋）

● 自動車、鋼鉄、紡織及び設備製造業の振興調整計画が原則可決された

温家宝国务院総理は先頃国务院常務會議の開催を主宰し、自動車産業、鋼鉄産業、紡織工業及び設備製造業の振興調整計画を審議し、原則可決した。かかる情報をご覧になる場合は、下記のURLをクリックしてください。  
国务院常務會議が自動車及び鋼鉄産業振興調整計

[http://www.gov.cn/lhdh/2009-01/14/content\\_1205528.htm](http://www.gov.cn/lhdh/2009-01/14/content_1205528.htm)  
国务院常务会议原则通过纺织和装备制造业调整振兴规划  
[http://www.gov.cn/lhdh/2009-02/04/content\\_1221714.htm](http://www.gov.cn/lhdh/2009-02/04/content_1221714.htm)

(里兆律师事务所 2009 年 02 月 06 日整理编写)

● **关于外商投资企业采购国产设备退税新政策的简介**

伴随着新修订的《中华人民共和国增值税暂行条例》(国务院令 538 号)于 2009 年 01 月 01 日实施,中国的增值税转型改革已经开始。为配合这次的增值税转型改革,财政部、国家税务总局于 2008 年 12 月 25 日颁布了《关于停止外商投资企业购买国产设备退税政策的通知》(财税[2008]176 号,以下简称“《176 号文》”)。

《176 号文》规定,自 2009 年 01 月 01 日起,停止执行外商投资企业采购国产设备享受的增值税退还政策。但是,符合一定条件的外商投资企业在过渡期内(即,2009 年 01 月 01 日至 2009 年 06 月 30 日),既可以选择继续执行购买国产设备增值税退税政策(以下简称“退税方案”),也可以选择将进项税额中直接抵扣购买机器设备等固定资产的进项税额(以下简称“抵扣方案”)。以下,律师简要进行分析说明。

**法律适用问题**

需要指出的是,虽然《176 号文》将《关于印发<外商投资项目采购国产设备退税管理试行办法>的通知》(国税发[2006]111 号,自 2006 年 07 月 01 日实施,以下简称“《111 号文》”)废止;但是,在过渡期内,如果外商投资企业选择退税方案,那么,仍然将按照《111 号文》的相关规定办理。律师理解,其主要依据为国家税务总局、国家发展和改革委员会公布的《关于外商投资项目采购国产设备退税有关政策的通知》(国税发[2008]121 号,自 2008 年 12 月 16 日实施,以下简称“《121 号文》”)。

《121 号文》规定,以下外商投资企业在办理采购国产设备退税手续时适用《111 号文》:

1. 2006 年 07 月 01 日以后核准的外商投资项目,即《111 号文》实施后被核准的外商投资项目;
2. 2006 年 07 月 01 日以前被核准的,但是,在《121 号文》下发前已经按照《111 号文》的规定办理退税手续的外商投资项目。

画を原則可決した  
[http://www.gov.cn/lhdh/2009-01/14/content\\_1205528.htm](http://www.gov.cn/lhdh/2009-01/14/content_1205528.htm)  
国务院常务会议が紡織及び設備製造業振興調整計画を原則可決した  
[http://www.gov.cn/lhdh/2009-02/04/content\\_1221714.htm](http://www.gov.cn/lhdh/2009-02/04/content_1221714.htm)

(里兆法律事務所が 2009 年 2 月 6 日付で作成)

● **外商投资企业による国産設備調達の税金払戻し新政策についての簡潔な紹介**

新たに改正された「中華人民共和国増値税暫定条例」(國務院令 538 号)が 2009 年 1 月 1 日から施行されたのに伴い、中国の増値税モデルチェンジ改革が開始した。この度の増値税モデルチェンジ改革にあわせ、財政部、国家稅務總局は 2008 年 12 月 25 日に「外商投資企業による国産設備調達の税金払戻し政策を中止することについての通知」(财税[2008]176 号、以下「176 号文」という)を公布した。

「176 号文」では、2009 年 1 月 1 日から、外商投資企業が国産設備を調達する際に受けられる増値税払い戻し政策の執行を中止することを規定している。ただし、一定の条件に適合する外商投資企業は移行期間内(即ち、2009 年 1 月 1 日から 2009 年 6 月 30 日まで)は、国産設備調達の増値税払戻し政策を継続して執行するか(以下「払戻し方案」という)、又は販売稅額から機械設備等の固定資産の仕入れ稅額を直接に控除するか(以下「控除方案」という)を選択することができる。

**法律の適用について**

注意すべきこととしては、「176 号文」では「『外商投資プロジェクトによる国産設備調達の税金払戻し管理試行弁法』を印刷配布することについての通知」(国税発[2006]111 号、2006 年 7 月 1 日から施行、以下「111 号文」という)を廃止しているが、移行期間中に外商投資企業が払戻し方案を選択した場合には、そのまま「111 号文」の関係規定に基づき取扱われるということである。筆者の理解によれば、その主な根拠は、国家稅務總局、国家發展改革委員會が公布した「外商投資プロジェクトによる国産設備調達の税金払戻し政策についての通知」(国税発[2008]121 号、2008 年 12 月 16 日から施行、以下「121 号文」という)である。

「121 号文」では、以下の外商投資企業が国産設備調達の税金払戻し手続を行う際には「111 号文」を適用すると定めている。

1. 2006 年 7 月 1 日以降に認可された外商投資プロジェクト、即ち「111 号文」施行後に認可された外商投資プロジェクト。
2. 2006 年 7 月 1 日までに認可されたが、「121 号文」公布前にすでに「111 号文」の規定に基づき税金払戻し手続を行っている外商投資プロジェクト。

退税方案与抵扣方案的区别

区别	退税方案	抵扣方案	简析
适用主体	<p>同时符合以下条件的主体可以适用：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2008年11月09日以前获得《符合国家产业政策的外商投资项目确认书》，并已于2008年12月31日以前在主管税务机关备案；</li> <li>▶ 2009年06月30日以前实际购进国产设备并开具增值税专用发票，并已在主管税务机关申报退税；</li> <li>▶ 购进的国产设备已经列入设备清单。</li> </ul>	▶ 增值税一般纳税人。	▶ 与抵扣方案相比，退税方案并不要求适用主体为增值税一般纳税人，理论上，从事交通运输、开发普通住宅的外商投资企业以及从事海洋石油勘探开发生产的中外合作企业（可能不属于增值税的缴纳义务主体）也可以享受该方案。
手续	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 获得发改委的《符合国家产业政策的外商投资项目确认书》；</li> <li>▶ 主管税务机关的退税备案登记；</li> <li>▶ 退税申报；</li> <li>▶ 办理增值税的认证手续（属于增值税一般纳税人的情形）。</li> </ul>	▶ 办理增值税的认证手续。	▶ 与退税方案相比，抵扣方案在手续方面更加便捷。
退税或抵扣的方式	▶ 理论上，可一次性退还购买国产设备的增值税。	▶ 从当期销项税额中抵扣；但是，当期销项税额不足抵扣的，不足部分可结转至下期继续抵扣。	▶ 理论上，采用退税方案可以获得增值税的一次性退还；但是，在实践中，仍有不少地方税务主管部门实行分次退还的方式、或者拖

払戻し方案と控除方案との違い

違い	払戻し方案	控除方案	簡潔な分析
適用主体	<p>以下の条件に同時に適合する主体は適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2008年11月9日までに「国家産業政策に適合する外商投資プロジェクト確認書」を獲得し、2008年12月31日までに主管税務機関で届出を行っている。</li> <li>▶ 2009年6月30日までに国産設備を実際に調達し、増値税専用伝票を発行し、主管税務機関に税金払戻しを申告している。</li> <li>▶ 調達した国産設備が設備リストに入っている。</li> </ul>	▶ 増値税一般納税人。	▶ 控除方案と比べ、払戻し方案は主体が増値税一般納税人であることを求めているが、理論上は、交通輸送、普通住宅の開発を取扱う外商投資企業及び海洋石油探掘開発生産を取扱う中外合作企業も（増値税の納付義務主体には該等しなないと思われるが）当該方案を受けることができる。
手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 発展改革委員会の「国家産業政策に適合する外商投資プロジェクト確認書」を獲得する。</li> <li>▶ 主管税務機関による税金払戻し届出登記を行う。</li> <li>▶ 税金払戻しを申告する。</li> <li>▶ 増値税の認証手続を行う。（増値税一般納税人に該当する場合）</li> </ul>	▶ 増値税の認証手続を行う。	▶ 払戻し方案と比べると、控除方案は手続上よりスピーディーである。
払戻し又は控除方法	▶ 理論上は、国産設備を調達した際の増値税を一括して払戻すことができる。	▶ 当期の販売税額から控除するが、当期の販売税額では控除するに足りない場合、不足部分は次期に繰り越し	▶ 理論上は、払戻し方案は増値税を一括して払戻すことができるが、実践においては、分割して払戻し又は払戻し時期を引き延ばす地方税

			<p>延 退 还 时 间。</p> <p>➢ 因此，对于两方案的选择，需要结合各地方实践操作进行判断。</p>
监 管 期	<p>➢ 设定 5 年的监管期。</p> <p>➢ 如果在监管期内发生转让、赠送、出租监管的国产设备等行为，那么，应当依法补缴已退税款。</p>	<p>➢ 没有监管期。</p> <p>➢ 如果企业销售该国产设备，那么，应当依法缴纳增值税。</p>	<p>➢ 对于两方案的选择，需要结合该国产设备的价值、适用税率等因素综合考虑。</p>

		<p>て控除することができ。</p>	<p>務 主 管 部 門 が 少 な く ない。</p> <p>➢ したがって、どちらの方案を選択するかについては、各地方の実務上の取扱状況とあわせ判断する必要があります。</p>
監 督 管 理 期 間	<p>➢ 5 年の監督管理期間を設定している。</p> <p>➢ 監督管理期間中に監督管理対象の国产設備を譲渡し、寄贈し、貸し出すといった行為が生じた場合、法に照らして払戻し税を追納しなければならない。</p>	<p>➢ 監督管理期間はない。</p> <p>➢ 企業が当該国产設備を販売する場合、法に照らして増値税を納付しなければならない。</p>	<p>➢ どちらの方案を選択するかについては、当該国产設備の価値、適用税率等の要素を総合して勘案する必要がある。</p>

综上所述，与“退税方案”相比，“抵扣方案”的主要优势是操作手续的便捷，而劣势主要是，对于部分当期进项税额小于销项税额的企业而言，无法一次性全额抵扣。律师认为，在过渡期内，外商投资企业在采购国产设备后，可以结合自身情况进行综合判断，最终确定选择“退税方案”或是“抵扣方案”；当然，在过渡期结束后，将一律适用“抵扣方案”。

**备注：**

请点击以下网站，查看相关法令的全文内容：

《中华人民共和国增值税暂行条例》（国务院令**第 538 号**）

[http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content\\_1149516.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content_1149516.htm)

《关于停止外商投资企业购买国产设备退税政策的通知》（财税[2008]176 号）

[http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200812/t20081226\\_103536.html](http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200812/t20081226_103536.html)

《关于外商投资项目采购国产设备退税有关政策的通知》（国税发[2008]121 号）

[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/2008qita/t20090106\\_255181.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/2008qita/t20090106_255181.htm)

《关于印发<外商投资项目采购国产设备退税管理试行办法>的通知》（国税发[2006]111 号）

[http://www.ndrc.gov.cn/zxqy/zcfg/t20060928\\_86729.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zxqy/zcfg/t20060928_86729.htm)

（里兆律师事务所 2009 年 02 月 06 日整理编写）

以上から、「払戻し方案」と比べると、「控除方案」の主たるメリットは手続がスピーディーであるということだが、反対に主たるデメリットは、一部の当期仕入れ税額が販売税額を下回る企業にとっては、1 回では全額を控除しきれないという点である。移行期間においては、外商投資企業が国产設備を調達した後は、自己の状況とあわせて総合的に判断したうえで、「払戻し方案」にするのか、それとも「控除方案」にするのかを最終的に確定するとよいであろう。勿論、移行期間が終了した後は、一律「控除方案」が適用されることになる。

**備考：**

かかる法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「中华人民共和国增值税暂行条例」（国务院令 538 号）

[http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content\\_1149516.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content_1149516.htm)

「外商投资企业による国产設備調達の税金払戻し政策を中止することについての通知」（财税[2008]176 号）

[http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200812/t20081226\\_103536.html](http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200812/t20081226_103536.html)

「外商投資プロジェクトによる国产設備調達の税金払戻し政策についての通知」（国税発[2008]121 号）

[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/2008qita/t20090106\\_255181.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/2008qita/t20090106_255181.htm)

「『外商投資プロジェクトによる国产設備調達の税金払戻し管理试行办法』を印刷配布することについての通知」（国税発[2006]111 号）

[http://www.ndrc.gov.cn/zxqy/zcfg/t20060928\\_86729.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zxqy/zcfg/t20060928_86729.htm)

（里兆法律事務所が 2009 年 2 月 6 日付で作成）